

In brief

The latest news in financial reporting

pwc

No. US2014-19
December 15, 2014

連結 – FASBが連結プロジェクトに関連する 意思決定を完了

最新の動向

米国財務会計基準審議会(FASB)は、2014年12月10日、会計基準アップデート(ASU)案に対する広範なレビューの過程で提起された主要な論点への対応を終え、連結プロジェクトを完了しました。本審議会ですった決定事項(以下に要約)は、すべての業界に適用されます。FASBは2015年2月に最終基準を公表することが予想されます。これまでの審議に関する詳しい情報は、PwCの[In depth US2014-04](#)「連結の新基準が公表間近」をご参照ください。

SECに登録済みのミューチュアル・ファンドに対する適用除外はなし

FASBは、ミューチュアル・ファンドに対する1940年投資会社法に類似した要求事項に順守または準拠して運営することが求められている事業体に対して、変動持分事業体(VIE)の適用除外を設けることに反対票を投じました。FASBは、適用除外に代わって、ファンドがVIEに該当するかどうか(具体的には、持分投資者がファンドの経済的に重要な活動を指図する「パワー」を有しているかどうか)を判定する際に、これらの事業体の株主が保有する議決権をどのように評価すべきかを明確化するためのガイダンスを提供する予定です。この決定は、特にアセット・マネジャーがファンドに対する持分を保有しているシード・キャピタルの段階において、本案がこれらの種類のファンドに対する救済措置を提供していないという懸念に対処したものです。今回の決定を反映して本基準の最終文言がどのように起草されるかは不明であるため、事態を見守る必要があります。

リミテッド・パートナーシップまたは類似の事業体がVIEに該当するかどうかの判定

本ASU案では、単純過半数以下のパートナー(ジェネラル・パートナーおよびその関連当事者を含む)が実質的な解任権、清算権または参加権を有していない場合、リミテッド・パートナーシップおよび類似の事業体はVIEに該当することになります。パートナーが保有する契約上の権利は、パートナー間の関連当事者の関係性により行使される可能性がほとんどない場合がある、という懸念が提起されました。そのためFASBは、このような権利が第三者によって保有されていない限りは、パートナーシップまたは類似の事業体はVIEに該当することになると決定しました。例えば、リミテッド・パートナーが権利を保有しているかどうかにかかわらず、ジェネラル・パートナーおよびリミテッド・パートナーが共通支配下にある場合は、当該パートナーシップはVIEに該当することになります。ただし、リミテッド・パートナーの一部がジェネラル・パートナーと無関係であり、単独の解任権または参加権を保有している場合、当該パートナーシップはVIEに該当しないことになります。

間接持分の検討方法

本案は、(i)意思決定者の報酬が変動持分であるかどうか、または、(ii)意思決定者がVIEの主たる受益者であるかどうかの判定にあたり、報告企業が関連当事者を通じた比例的な間接持分を含めるべきであるという反証可能な推定を置いています。FASBは、その反証可能な推定を削除し、代わりに、報告企業が関連当事者を通じて保有する比例的な間接持分を含めることを要求することを決定しました。当該規則に対する唯一の例外は、その関連当事者が報告企業と共通支配下にある場合です。そのような状況では、報告企業は

要点

FASBは、連結プロジェクトに関連する意思決定を完了しました。最終基準は2015年2月に公表される見込みです。本新基準は、12月決算の公開企業に対して2016年から適用され、他の報告企業に対しては2017年に適用される予定です。早期適用は認められる予定です。

関連当事者の持分全体を間接持分として扱うこととなります。この決定は、どのような場合に推定が反証可能となるかが不明確であるという懸念に対処するものです。

比例連結

建設業界または採掘業界に属する特定の企業には、リミテッド・パートナーシップまたは類似の企業に対する保有持分を比例連結モデルに従って長期にわたり会計処理するという慣行があります。これまで記載のとおり、本案は、議決権モデルの適用が認められているリミテッド・パートナーシップおよび類似の企業に対して、議決権モデルのガイダンスを廃止することとなります。FASBはこれらの企業の現行実務を変更することは意図していないため、現在、比例連結モデルを適用している報告企業は当該新基準においても引き続き同モデルを適用できると決定しました。

低所得者向け住宅税額控除に係るパートナーシップ

本案は、特定の状況において、パッシブ投資者がVIEの経済性のほとんどすべてを有している場合に、当該VIEの連結を要求する新たな関連当事者の概念を含んでいます。FASBは、ASU2014-01「投資—持分法および共同支配企業(Topic323): 適格な低価格住宅プロジェクトへの投資の会計処理」の適用範囲に含まれる低価格住宅に係るパートナーシップのパッシブ投資者を、この新たな関連当事者の概念の適用から免除することを決定しました。これは、本案が財務報告の改善を目的としたASU2014-01の公表による進展を取消すことになるという懸念に対処したものです。

連結範囲から除外された企業に関する経過措置ガイダンス

報告企業は、新たに連結範囲から除外された企業に関する経過措置ガイダンスを適用するにあたり、連結範囲から除外された法人に対する保有持分の帳簿価額の決定が実務上困難な場合には、公正価値を用いることができます。

次のステップは？

今回のFASBによる審議会をもって、再審議の過程に結論が示されます。FASBは、2015年2月に最終基準を公表する見込みであると示唆しました。早期適用は認められる予定です。最終基準は、12月決算の公開企業に対して2016年1月1日から適用される予定です。他のすべての企業への適用は、その1年後となる予定です。

PwCは、FASBによる最終基準の公表後に詳細解説『In depth』を発行する予定です。その後、さまざまな共通構造の変更および予想される影響を詳しく説明するウェブキャストを配信する予定です。